

派遣労働者の過重労働・労働時間についての一考察

高田好章（基礎経済科学研究所所員・働き方ASU-NET会員）

- 報告主旨：過労死問題・長時間労働・過重労働問題を派遣労働者に限定して考察：派遣労働者の働き方から解いてみる。派遣労働そのものにどのような問題があるのか、それが派遣労働者にどのような影響を与え、過重労働・長時間労働に至るか、を考察する
- ・現状：派遣労働者数約131万人：2016年度（厚生労働省「労働者派遣事業報告書」2016年6月）
2008年：約198万人：製造派遣解禁後、順調に労働者数を伸ばしてきた
リーマンショックによる「派遣切り」で急減、その後回復してきた
 - ・その他の「外部労働者」：業務請負労働者＝構内・工場内・事業所内の請負労働者、個人請負労働者
その労働者数は不明：派遣労働者と同じ働き方
- 「過労死等防止対策白書」2016年版：2015年度：就業形態別件数
- 脳・心臓疾患の支給決定件数：全体251件（死亡96名）、
正規職員・従業員が233件（死亡92名）、92.8%
派遣労働者では5件（死亡1名）、2.0%
契約社員1件（死亡0名）、パート・アルバイト3件（死亡1名）、その他9件（死亡2名）
※請求件数の就業形態別データは省かれている：全体751件
 - 精神障害の支給決定件数：全体472件（自殺93名）、
正規職員・従業員が407件（自殺87名）、86.2%
派遣労働者では13件（自殺2名）、2.8%
契約社員18件（自殺11名）、パート・アルバイト27件（自殺1名）、その他7件（自殺2名）
※請求件数の就業形態別データは省かれている：全体1,515件
- ・派遣労働者：全体の2%と少ない：
ただし、請負労働者は、統計上件数は明らかではない
派遣労働者特有の問題を探る
- 新聞記事から見た派遣労働者の過労死：1985年以降検索：派遣労働法制定後
- 1) 2000年問題過労で自殺、近く大阪西労基署へ労災申請：コンピュータ管理者、派遣社員への指揮・指導の精神的重圧も（1999年7月8日朝日新聞）
 - 2) ニコン（派遣先）・アステスト（業務請負会社）における過労自殺：過労自殺への賠償命令判決、東京地裁（2005年4月1日日経新聞）：賠償額増額判決、東京高裁（2009年7月29日日経新聞）：過労死確定、ニコン・派遣元敗訴、最高裁（2011年10月2日朝日新聞）
 - 3) 大阪労働局、スタッフサービス社長ら書類送検、サービス産業の疑い、03年12月に自殺した副支店長の遺族が告発していて、サービス残業が会社ぐるみと認定し書類送検、その後不起訴処分・起訴猶予（2005年3月25日朝日新聞）
 - 4) 派遣社員の自殺、過労死と大阪地裁の賠償の提訴、松下子会社の派遣会社松下エクセルスタッフ、不適切な労務管理が原因と（2007年6月23日朝日新聞）
 - 5) 日系ブラジル人、長時間労働で死亡と損害賠償を岐阜地裁の提訴、伊ワ井工業と派遣会社東陽ワークに損害

賠償を求める、永住許可のない外国人の過労死の提訴は初めて、労基局は過労死と労災認定（2008年1月19日日経新聞・朝日新聞）

- 6) 長時間労働、うつ病から自殺、国の労働保険審査会、業務と関連認める、派遣会社羽田トータルサービスから佐川急便で勤務していて、毎月100時間を超える残業が常態化、宮城労働局が不支給取り消し請求が却下され、再審査請求していた、佐川急便などへ損害賠償請求訴訟をおこしている（2009年8月4日朝日新聞）
- 7) 外務省警備員、過労死認定：外務省に警備会社ライジングサンセキュリティーサービスから警備員として派遣されていた男性が病死、死亡直前2カ月の時間外労働81時間をこえていた、渋谷労基署が認定（2012年4月3日日経新聞）
- 8) パナソニックの下請け契約社員、過労死、福井労基署が労災認定、二次下請会社アイエヌシーの契約社員、福井市内のパナソニックの工場に派遣されていて、電子部品の製造工程で働く、くも膜下出血で死亡、深夜・早朝の長時間労働が続き、2カ月の時間外労働が80時間を超えていた、派遣会社の事務担当者は労災認定されたことも知らないと話した（2017年2月9日朝日新聞）

○2) の事件：川人博『過労自殺と企業の責任』（旬報社、2006年）で詳述

請負労働者：実態は派遣労働者：現場責任者から指揮監督されている

この本では「地裁判決後・控訴審審理中」：派遣会社名「ネクスター」社名変更

深夜交代勤務、休日なしの15日間連続、朝8時から深夜まで、勤務でうつ病発生

同じ部署の正社員：休日取得

定期健康診断を、派遣会社も、派遣先会社もせず

- ・同じ本に別の若い男性派遣労働者の労災事故：大和製罐の工場へ、派遣会社テクノ相模から派遣：作業中に足場の脚立から落下、頭部うち重体：意識不明ののち死亡
落下防止の措置無し、作業指揮監督する者は現場にいない

○時間外労働・休日労働：36協定の締結：労働組合・労働者代表との締結

派遣労働者の場合：派遣会社での36協定に基づく：派遣先はそれに従う

36協定がなければ、派遣先で時間外・休日労働はできない：36協定内：基本ルール

派遣契約で、就業する日・始業と就業の時刻・休憩時間の明記が必要

- ・派遣会社で36協定を結ぶことはできるのか：

- ・多くの事業所へ派遣、事業所の働き方は様々
- ・労働者代表をどのように選ぶのか：そもそも労働組合はあるのか
- ・日雇い派遣の場合、そもそも事実上どのように結ぶことが可能なのか、現実的でない

- ・36協定があっても、実際に守られるのか、その通りにできるのか

- ・派遣先企業の指示の下で働くのが派遣労働者
- ・実際、誰が残業を命じるのか
- ・派遣先の管理者が、それぞれ派遣会社ごとの時間外労働の上限と現在の時間数を認識できるか
- ・派遣労働者自身は36協定の内容を知っているのか
- ・派遣労働者の労働時間管理は誰が行うのか：※一カ月のタイムレコーダーの記録を連絡
- ・お客様（派遣先企業）の要請：断ることは難しい：お得意さんを断れば次はない
- ・実際の運用の隙間：この隙間に派遣労働者は置かれている

○労働現場の安全管理：派遣労働者は最初、労働現場の常識的な安全管理を分かっている

最近の例：ゴミ処分場での死亡事故（連続・奈良）、運送会社でのリフトによる足切断事故（兵庫）

・労災隠し：派遣先企業に迷惑をかけられない：労災で立ち入り調査・労働災害保険に影響、事件：

労災でないように処理：労災が頻繁にあれば取引停止： シャープ・トヨタ車体（※高田 2007 論文）

○労働現場の精神面：初めての職場・知らない人ばかり

ラインの隣の人はお客様の会社の従業員：初めての仕事への戸惑いとストレス

名前をまともに呼ばれない：「派遣さん」：真っ当な「人間」として扱ってもらえない

食堂・エレベーターは使うことができないことも

・派遣契約終了への不安： 派遣会社・派遣先企業の無理な要求に対して弱い立場

時間外労働・休日労働要請を断ることが難しくなる

・深夜労働：昼夜交代制の問題：派遣に関わらず：※伊原本 3 1 1 頁：昼夜が分からなくなる・感覚

・低賃金による長時間労働

・短時間就業によるダブルワーク・トリプルワーク： 長時間労働

・細切れ就業による手待ち時間： 実際は長時間拘束でも、賃金に反映されない

・交通費未支給： できるだけその現場で長時間はたらことすることへの誘因

○派遣労働とは「真っ当な雇用」ではない： 雇用責任が派遣会社と派遣先企業に分離

むしろ、派遣先企業の雇用責任を派遣会社が負うが、実際には負いきれない現実

・派遣会社の違法性： 法律を守らない体質 ※派遣会社の違法リスト（※高田 2012 論文参照）

・派遣会社の提供サービス：

雇用主（使用者）責任代行サービス、コスト削減サービス、雇用調整サービス（伍賀一道氏）

雇用責任の空洞化： コスト削減・雇用調整・労災に対して： 雇用の調節弁と責任回避

電話 1 本で労働者を手配：誰が来るか分からない、どんな仕事分からない

○過労死が起こった場合：形式上の雇用主と別の使用者企業の監督指示下：

状況把握への企業・労働組合・労働者の協力を得ることはさらに難しい、2つの企業に分断

・精神障害での労災：派遣後に起こった場合にはどうなるのか：労災保険は誰が

・戦前の口入屋： 戦後の労働改革・職安法で外部労働者は違法： 社外工・業務請負

派遣法で、派遣労働者を「創作」

雇用責任の分離・回避： 長時間労働・過重労働を放置する一因

・過労死等防止法大綱に派遣労働者に関する記載なし：

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」：派遣先事業者による派遣労働者に対する不利益取扱いの防止

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」：派遣労働者に関する留意事項

◎まとめ

○時間外労働・休日労働：3 6 協定の締結の問題

○労働現場の安全管理：労災、労災隠し

○労働現場の精神面：初めての職場・知らない人ばかり

○派遣労働とは「真っ当な雇用」ではない： 雇用責任が派遣会社と派遣先企業に分離

○雇用責任サービス：雇用責任回避サービス

※参考文献

川人博『過労自殺と企業の責任』旬報社、2006年8月

西谷敏／脇田滋編『保険労働の法律と実務』労働旬報社、1987年5月

伍賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社、2014年10月

伊原亮司『トヨタと日産に見る〈場〉に生きるカー労働現場の比較分析』桜井書店、2016年5月

中沢彰吾『中高年ブラック派遣 人材派遣業界の闇』講談社現代新書、2015年4月

高田好章「雇用の外部化と製造業における派遣・請負」（森岡孝二編著『格差社会の構造——グローバル資本主義の断層』桜井書店、2007年9月）

高田好章「人材派遣業の膨張・収縮と経営実態——近年の製造派遣を中心に」（森岡孝二編『貧困社会ニッポンの断層』桜井書店、2012年4月）